

租税特別措置法施行規則に規定する総務大臣の行う市街地再開発事業用資産の買換え特例制度に係る証明に関する手続を定める件の一部を改正する告示案の概要

1 告示の趣旨

本告示は、租税特別措置法等の関係規定により、人口集中地区に所在する譲渡資産又は買換資産について設けられている課税の特例（税制上の優遇措置）を受けるためには、当該資産が人口集中地区に所在する旨を総務大臣が証する書類が必要であるとされていることから、そのための申請手続を定めているものである。

なお、このように総務大臣の証明書を要するとされているのは、人口集中地区の区域が総務省の所管する最近の国勢調査の結果によるものとされているためである。

2 改正理由・内容

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、国民や事業者等に対して押印を求めているものについて必要な措置を講じるとされていることを踏まえ、人口集中地区証明書において申請者による押印を不要とする改正を行う。

3 施行期日

公布日：令和3年1月下旬（予定）

施行日：公布と同日